外需	20,755	12,015	11,271	15,973	4,514	5,499	4,636	5,839
	(−31.3)	(−42.1)	(−6.2)	(41.7)	(43.8)	(21.8)	(−15.7)	(25.9)
	〔−38.5〕	〔−63.7〕	〔−65.7〕	〔−46.8〕	〔−57.8〕	〔−45.0〕	〔−54.4〕	〔−41.9〕
代理店	2,526	2,114	1,778	2,029	615	650	675	704
	(−15.7)	(−16.3)	(−15.9)	(14.1)	(18.4)	(5.7)	(3.7)	(4.4)
	〔−19.3〕	〔−35.7〕	〔−44.9〕	〔−32.4〕	〔−38.3〕	〔−36.5〕	〔−28.6〕	〔−31.7〕

（備考）1．季節調整系列は個別に季節調整を行っているため、需要者別内訳の合計は全体の季節調整値とは一致しない。
2．四半期は合計額、(　) 内は対前期（月）増減率、〔　〕内は原系列による対前年同期（月）増減率。

民需の業種別機械受注の伸び

（単位：%）

	平成20年10～12月	21年1～3月	4～6月	7～9月	21年6月	7月	8月	9月
Ⅰ製造業計	−22.4	−31.1	10.8	−8.7	14.6	−20.4	4.9	−0.1
1繊維工業	−3.4	−30.7	−24.6	15.8	16.4	−4.4	5.2	10.7
2紙・パルプ工業	−14.5	−29.2	−18.6	34.4	10.3	37.8	7.4	−20.1
3化学工業	−3.2	−15.4	−8.9	−10.0	4.2	−18.8	3.4	3.4
4石油・石炭製品工業	−18.5	−42.7	77.0	−45.6	−62.6	51.2	−48.8	−54.1
5窯業・土石	−31.1	−16.5	−5.1	3.0	−2.0	15.3	−28.6	53.6
6鉄鋼業	59.5	−53.3	−37.3	11.7	124.8	−36.5	44.7	6.2
7非鉄金属	12.8	−31.1	303.6	−64.6	1414.7	−85.7	−10.3	3.6
8金属製品	−24.8	−31.1	−4.3	11.7	17.5	−23.4	24.6	21.5
9一般機械	−30.5	−27.5	−6.5	−22.8	−6.3	−32.0	−0.8	32.5
10電気機械	−35.0	−28.2	8.5	9.8	0.9	11.1	−2.0	6.1
11自動車工業	−39.9	−49.8	25.4	0.6	−18.2	−7.5	20.7	4.0
12造船業	−18.7	−17.2	15.5	2.7	−2.6	14.7	−26.4	31.0
13その他輸送機械工業	−13.7	−12.1	23.8	−15.2	40.6	−50.1	67.8	−35.8
14精密機械	−39.6	−29.5	−5.6	30.5	−10.0	32.5	16.1	−4.1
15「その他製造業」	11.4	−35.9	7.7	−5.2	−14.2	6.6	13.3	−24.4
Ⅱ非製造業計	−10.0	2.9	−0.9	−0.5	−22.7	4.2	10.7	−2.6
16農林漁業	−7.5	7.1	−8.6	21.2	1.5	5.5	3.5	35.6
17鉱業	−33.4	−29.7	12.8	42.7	73.3	−46.3	−11.6	361.9
18建設業	−12.5	−13.7	−21.3	8.5	14.7	−5.8	−6.8	26.5
19電力業	−10.4	5.2	44.9	−18.6	−71.3	50.4	38.9	−50.4
20運輸業	−6.6	37.4	−35.2	5.7	29.3	−6.7	37.3	0.1
21通信業	−12.1	−0.7	7.2	−6.4	−8.7	−11.9	−13.0	45.2
22金融・保険業	−11.5	−2.1	−9.4	13.4	10.1	25.6	−19.1	−5.6
23「その他非製造業」	−7.3	8.0	−18.1	8.3	10.4	−7.5	17.8	6.1

（備考）1．季節調整系列の対前期（月）増減率。
2．「電気機械」には、「情報通信機械」を含む。
3．「その他製造業」には、「新聞・出版業」、「食品工業」、「ゴム・皮革」を含む。
4．「その他非製造業」には、「卸・小売業」、「不動産業」、「情報サービス業」、「リース業」を含む。

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人山野井勇作の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成21年11月24日　　さいたま地方法務局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成21年11月16日から２か月間の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成21年11月24日

静岡地方法務局長　石井　末弘

記

氏名　北嶋　秀三
所属する土地家屋調査士会　静岡県土地家屋調査士会
登録番号　静岡第823号
事務所の所在地　静岡県裾野市佐野922番地の５
違反行為　他人による業務の取扱い

犯罪被害財産支給手続終了決定公告

平成21年11月24日　　東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第21条第１項第３号の規定により犯罪被害財産支給手続を終了することとしたので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　東京地方検察庁　平成21年第１号
2　犯罪被害財産支給手続終了決定の年月日　平成21年11月24日
3　終了決定をした理由
資格裁定を受けた者に対して被害回復給付金の支給等を行った結果、給付資金に残余（23円）が生じたものの、当該残余給付資金をもっては特別支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認めたため。
4　この公告に関する問い合わせ先
〒100―8903　東京都千代田区霞が関１丁目１番１号
東京地方検察庁　総務部　犯罪被害財産支給手続事務室
電話番号　03―3592―5611（代表）　内線4392

○　上記支給手続を終了する決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記４のとおり）。
○　当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給手続を終了する決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。